

第1編 基本対策

第1章 総則

1 業務継続計画の策定目的

本市では、南海トラフ地震の発生が高い確率で危惧されており、「高知市地域防災計画―地震・津波対策編―（以下、「地域防災計画」という。）」等に基づき、揺れや津波の被害から市民の生命及び財産を保護するために、耐震化や津波避難対策の推進、地域防災力の強化など、防災対策に全庁を挙げて取り組んでいる。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、行政自らも被災することを想定し、人、もの、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき応急対策業務及び優先する通常業務（以下、「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、体制や手順、必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害時においても適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

南海トラフ地震が発生すると、市の各部署の業務が長期間中断し、市民生活及び経済活動に大きな支障が生じるおそれがあることから、南海トラフ地震発生時においても迅速に非常時優先業務を開始するとともに、市民生活への影響を最小限とするよう、可能なかぎり早期に市役所機能を回復させることを目的として「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画（以下、「業務継続計画」という。）」を策定する。

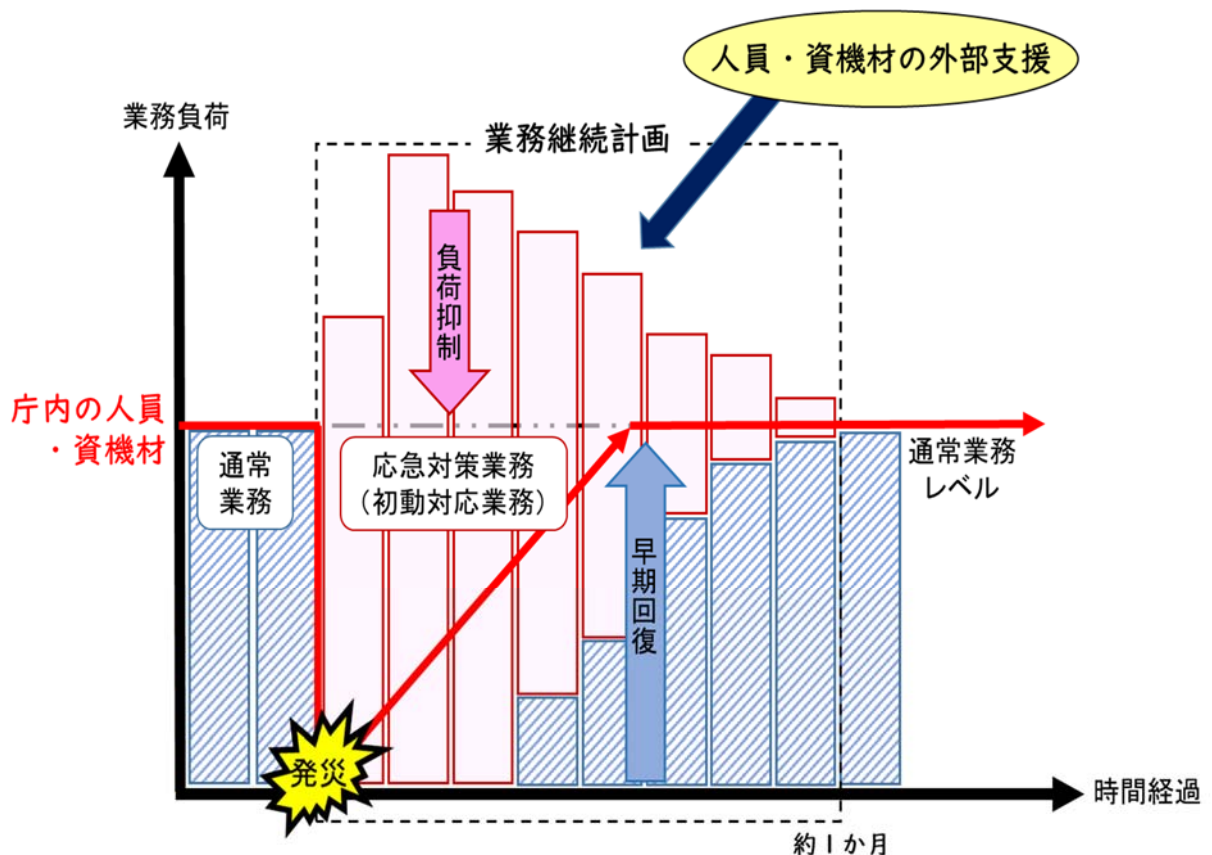


図1 業務継続計画のイメージ

2 業務継続計画の位置付け

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に、市民の生命、身体及び財産を守るため、災害の予防、応急対策及び復旧・復興に関し、実施すべき事務や業務について定めた基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、地域防災計画の下位計画として、市の各部署が被災したことにより機能が低下し、利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務(※1)の目標管理など市の緊急時の対応力を高めるための組織マネジメント改善に主眼を置いた計画である。

表1 地域防災計画と業務継続計画の相違点

区分	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である(実効性の確保)。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務(予防業務、応急業務、復旧・復興業務)を対象とする。	非常時優先業務を対象とする(応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。
業務開始目標時間	必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

資料：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引き 第1版」平成22年4月内閣府

※1 非常時優先業務(詳細は第5章のとおり)

本市の業務継続計画における非常時優先業務は、以下の3つに分類する。

① 通常業務の中で、発災後に生じる業務

例：市民の安全確保、職員の安否確認 等

② 通常業務の中で、発災後も継続すべき業務

③ 地域防災計画に基づいた災害対応業務

例：避難所対応、物資配送、医療対策、遺体対応、廃棄物処理、応急復旧 等

3 業務継続計画の適用条件

(1) 適用条件

南海トラフ地震が発生し、市域及び市役所機能に甚大な被害が生じた場合に、本業務継続計画を適用することとする。

なお、南海トラフ地震以外の大規模災害発生時や新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大等において、市役所機能が著しく低下又は低下のおそれがある場合においても、本業務継続計画を準用する。

(2) 想定する地震・津波

地震・津波の想定に当たっては、平成24年12月10日に高知県が公表した「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水想定」のうち、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（L2）を用いるものとするが、一部の応急対策業務については、発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）も考慮する。

また、具体的な被災状況の想定に当たっては、平成25年5月15日に高知県が公表した「南海トラフ巨大地震による被害想定」のほか、東日本大震災等の被災状況等を参考とする。

【想定する地震・津波のモデル】

- 想定は「発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（L2）」の場合とするが、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）」も考慮する
- 1) 発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（L2）
 - ・現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
 - ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの
 - ・マグニチュードは9.0（津波については9.1）
 - ・「【高知県版第2弾】南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」で用いた予測の組合せは、地震が陸側ケース（陸側で強い揺れ）、津波がケース④
- 2) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波（L1）
 - ・平成15年度に県が公表した地震・津波予測（安政南海地震クラス）を最新の地形地盤データにより再度推計したもの
 - ・マグニチュードは8.4

(3) 部局別対応業務の調整

災害対策本部においては、被災状況によっては、本業務継続計画に定めた非常時優先業務以上の業務が生じる場合もあることから、その場合は、本部長（市長）の指示のもと、対応部局の決定や必要人員・必要資機材の再配置を行うものとし、それらの調整機能は、総合対策本部総合対策班（防災対策部）が担うこととする。

4 業務継続計画の基本方針

南海トラフ地震等の市民及び本市の経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、以下の方針に基づき、業務継続計画を作成する。

基本方針

- ① 職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制をただちに確立する。
- ② 通常業務は原則として一旦停止する。
- ③ 災害発生後3日目までは人命に関する業務を最優先する。



業務継続のための必要な態勢として、以下の対応方針に基づき、実施する。

対応方針

- ① 非常時優先業務の実施に必要な人員や資機材の資源の確保・配分は部局単位で行い、なおも不足する場合は全庁横断的に調整する。
- ② 非常時優先業務以外の通常業務については積極的に休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指す。
- ③ 災害発生後3日目までは、人命救助活動や医療救護活動を最優先で実施し、それ以降は市民の健康と生活を守る業務を中心に行う。

5 業務継続計画の構成

業務継続計画は、次の2編で構成する。

【第1編】

「基本対策」では、計画の基本的な考え方や体制など基本的事項を示す。

【第2編】

「部局別業務継続計画」では、各部局・各課の非常時優先業務とその開始目標時間などを示す。

第2章 非常時優先業務のための体制確立

1 指揮命令系統の確立

責任者が長期出張あるいは被災によって不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行えるように、あらかじめ指揮命令系統を確立しておく。

(1) 指揮命令系統の確立方法

- 責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任する。
- 責任者が本庁へ参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合には、権限の委任は行わない。

(2) 権限委任順位

本部長（市長）等が不在の場合等の権限委任順位は、次のとおりとする。

なお、下表は、権限委任順位の原則を示したものであり、業務継続計画を適用する時点での機構等によっては、下表の委任順位を変更する必要があることがあり得る。その場合は、高知市職務権限規程を準用した権限委任を行い、その他の権限委任順位についても同様とする。

表2 本部長等の権限委任順位

	第1順位	第2順位	第3順位
本部長（市長）	副市長 (防災対策部担当)	副市長 (防災対策部担当外)	防災対策部長
副本部長（副市長）	防災対策部長	総務部長	—
本部員（部局長）	副部長又は次長	総務担当課長	—
統括本部長 (防災対策部長)	防災対策副部長	防災政策課長	—

(3) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、総合あんしんセンター 5階本部員会議室及び災害対策本部室に設置する。また、災害対策本部（保健医療調整本部）や関係機関等の執務スペースとして、総合あんしんセンター 3階大会議室等を使用する。

庁舎の被災等によって、総合あんしんセンターに災害対策本部が設置できない場合に備え、本庁舎を代替拠点とする。

また、総合あんしんセンター及び本庁舎周辺が長期浸水した場合等を想定し、市立商業高等学校を第三の代替拠点とする。

表3 災害対策本会議の設置場所

順位	庁舎	会議室
1	総合あんしんセンター	5階 本部員会議室 災害対策本部室 3階 大会議室 中会議室
2	本庁舎	6階 各会議室 4階 庁議室
3	市立商業高等学校	—

(4) 各部署検討事項（必要に応じて定める事項）

円滑に権限を委任し指揮命令系統を確立するため、必要に応じて、各部署において、以下の検討を行う。

- 権限委任を定める責任の範囲は、原則として課長以上は必須とするが、それ以外の職員については、職務の内容や不在時の影響等を考慮して定める。
- 代行者が数多くの最優先業務に関与するなどにより、業務負荷が非常に高くなることが考えられるため、災害時の業務負荷等を考慮して代行者を設定する。
- 責任者が有する全ての権限や職務を一人で代行することが困難な場合には、主たる代行者を定めた後に、一部の権限や職務を別の者に部分的に委任することも検討する。

災害対策本部組織図〔災害初動期（発災直後～3日程度）〕

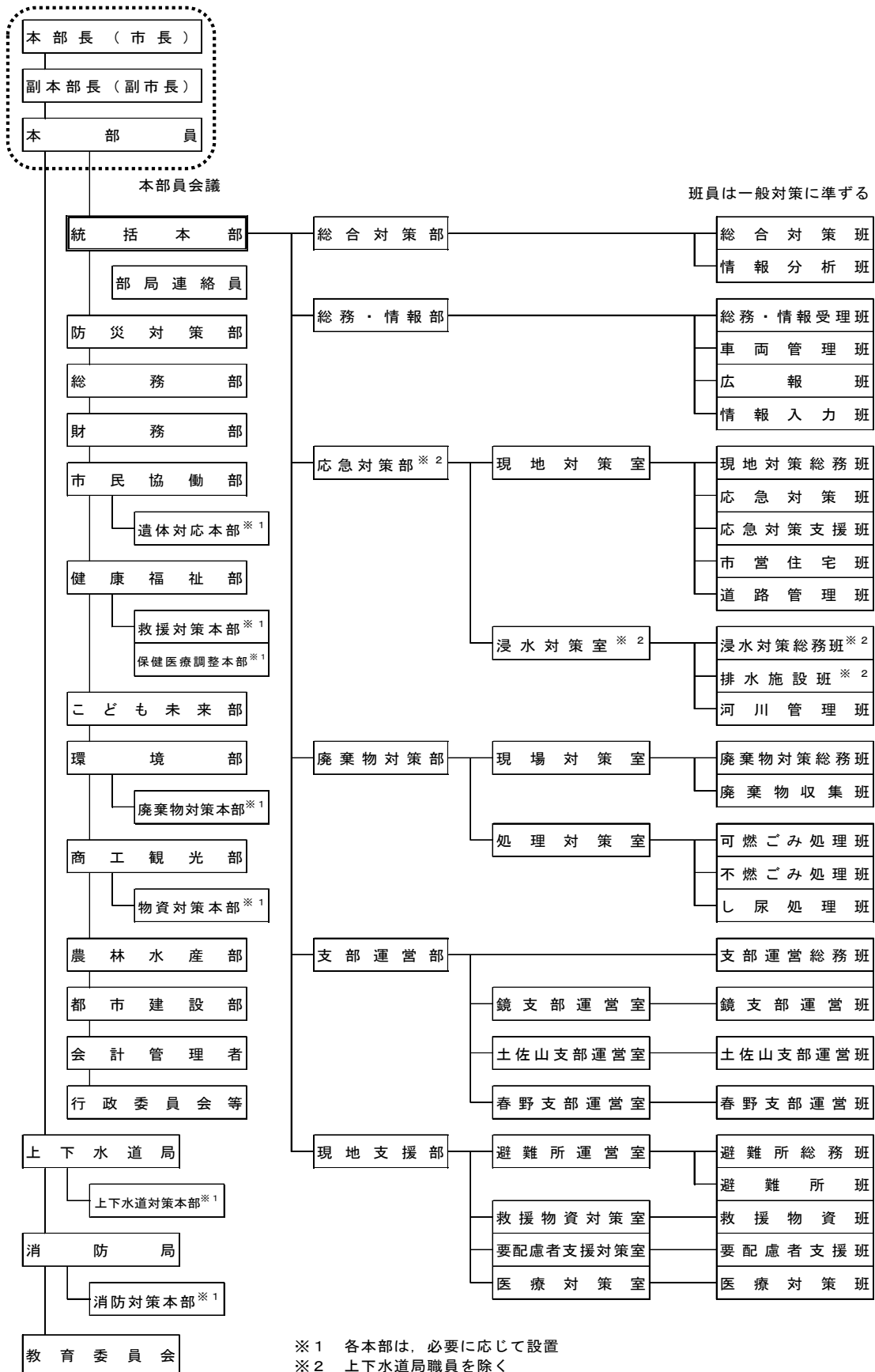


図2 災害対策本部体制（災害初動期）

災害対策本部組織図〔災害展開期以降〕

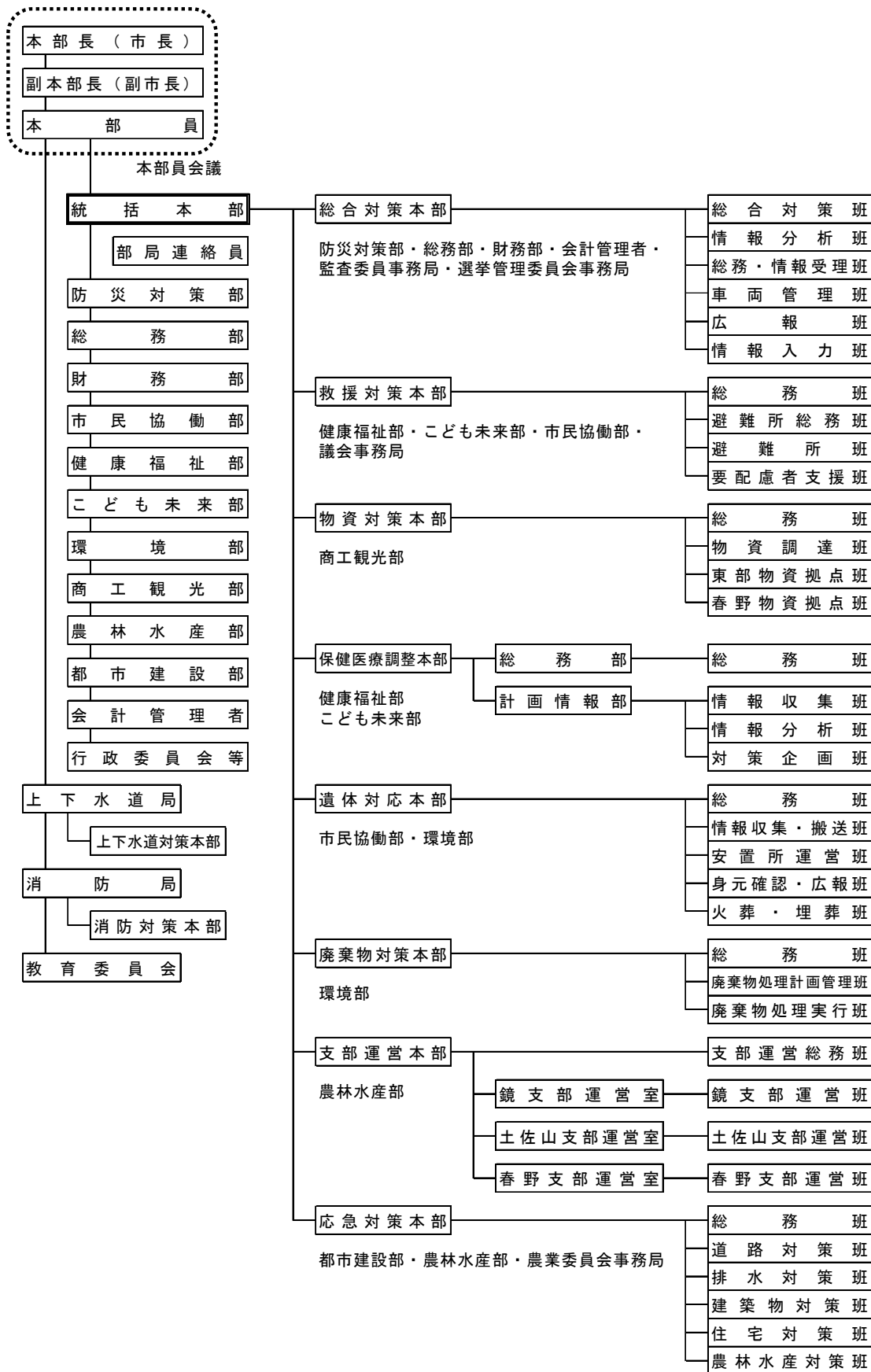


図3 災害対策本部体制（災害展開期以降）

2 職員参集

(1) 参集基準（原則）

市職員は、地域防災計画に定めた参集基準に基づき、地震発生後直ちに定められた参集場所に参加し、非常時優先業務を実施する。参集場所は、原則として、日常業務の勤務場所とする。

① 勤務時間内

市職員は、勤務時間内に勤務場所に不在の場合は、地震発生後、直ちに勤務場所に戻る。ただし、津波浸水等、地震発生直後の移動に危険がある場合は、安全を確保した後、所属長に安否を連絡する。安全が確認できれば直ちに勤務場所に戻る。

② 勤務時間外

市職員は、地震発生後直ちに参集する。ただし、津波浸水等、地震発生直後の移動に危険がある場合は、危険退避行動（垂直避難等）で安全を確保した後、所属長に安否を連絡する。交通途絶等のため参集困難な場合は、最寄りの市施設に参集し、所属長に連絡する。

表4 災害対策本部設置基準（職員参集基準）

区 分	配 備 基 準	動 員 体 制	
		内 容	体 制
準備配備体制 (注意体制)	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「4」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波注意報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局
	<input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び注意体制 <input type="checkbox"/> 災害対策本部体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 救援対策本部 <input type="checkbox"/> 支部運営本部
災害対策本部	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5弱」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「津波警報」が発表された場合 <input type="checkbox"/> 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び市域の巡視警戒 <input type="checkbox"/> 第2次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会
	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「5強」の地震を観測した場合 <input type="checkbox"/> 高知県に「大津波警報」が発表された場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒・応急活動体制 <input type="checkbox"/> 第3次配備体制に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道対策本部 <input type="checkbox"/> 消防対策本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会
	<input type="checkbox"/> 高知市で震度「6弱」以上の地震を観測した場合	<input type="checkbox"/> 全職員による応急活動体制	<input type="checkbox"/> 全職員
※ 第1次配備体制・第2次配備体制では、班長以上の災害対策本部要員は必ず参集するものとする。 ※ 第3次配備体制以外は、各本部・各部局で必要と認められる人員を配置するものとする。 ※ 遠地津波等で時間に余裕がある場合は、河川水路課、耕地課等の水門及び樋門を所管する部署も動員配備するものとする。			

(2) 参集予測

南海トラフ地震発災時において、人員確保は最重要事項の一つであり、全体の確保状況に加えて、各部局・各課において、非常時優先業務に必要な人数が確保可能であるかを確認する必要がある。

そのため、勤務時間外における職員の「参集人数」を予測することは、発災後の非常時優先業務の選定に重要な要素となる。ただし、参集予測によって算出した職員数は、被害想定に基づき算出する想定であり、南海トラフ地震の発生形態は多様性があることに加え、毎年度の人事異動があることを踏まえれば、特に、課レベルの職員の「参集人数」は、参考値に過ぎない。

一方で、令和2年度及び令和3年度の職員の居住地データをもとに実施した参集予測結果により、各局別及び市役所全体の「参集率」に着目すると、令和2年度と令和3年度を比較しても大きな差はないことがわかっている。

以上より、業務継続計画における職員予測の基本的な考え方を次のとおりとし、非常時優先業務の選定や発災後の人員配分等に活用することとする。

参集予測の考え方

- ① 参集予測は、参集人数ではなく、「参集率」に着目する。
- ② 南海トラフ地震の発生形態には多様性があることを考慮し、2つのケースを想定した参集率を用いる。
【ケース1】参集先施設の津波到達時間を最大限考慮したケース
【ケース2】発災後に既に津波浸水している状況を想定したケース
- ③ 参集率は、令和2年度及び令和3年度における市役所全体の参集率の平均値を、当面の間、市役所全体・各部局・各課における市職員の参集率とする。
- ④ 各年度において、参集人数の算出が必要な場合は、各部局・各課等の職員数に市全体の参集率を乗じて算出する。
- ⑤ 参集予測は、被害想定に基づいた予測であり、ケース別のとおり、幅もあることから、あくまで参考値であることに留意する。
- ⑥ 非常時優先業務の選定に当たっては、参集予測の結果に関わらず、真に必要な業務や人員数を決定する。

表5 市役所全体の参集率【ケース別】

参集時間	1時間以内	3時間以内	1日以内	3日以内	4日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
参集率【ケース1】	5.6%	29.0%	40.8%	46.1%	61.1%	64.4%	72.2%	90.0%
参集率【ケース2】	0.4%	2.2%	15.4%	35.9%	61.1%	64.4%	72.2%	90.0%

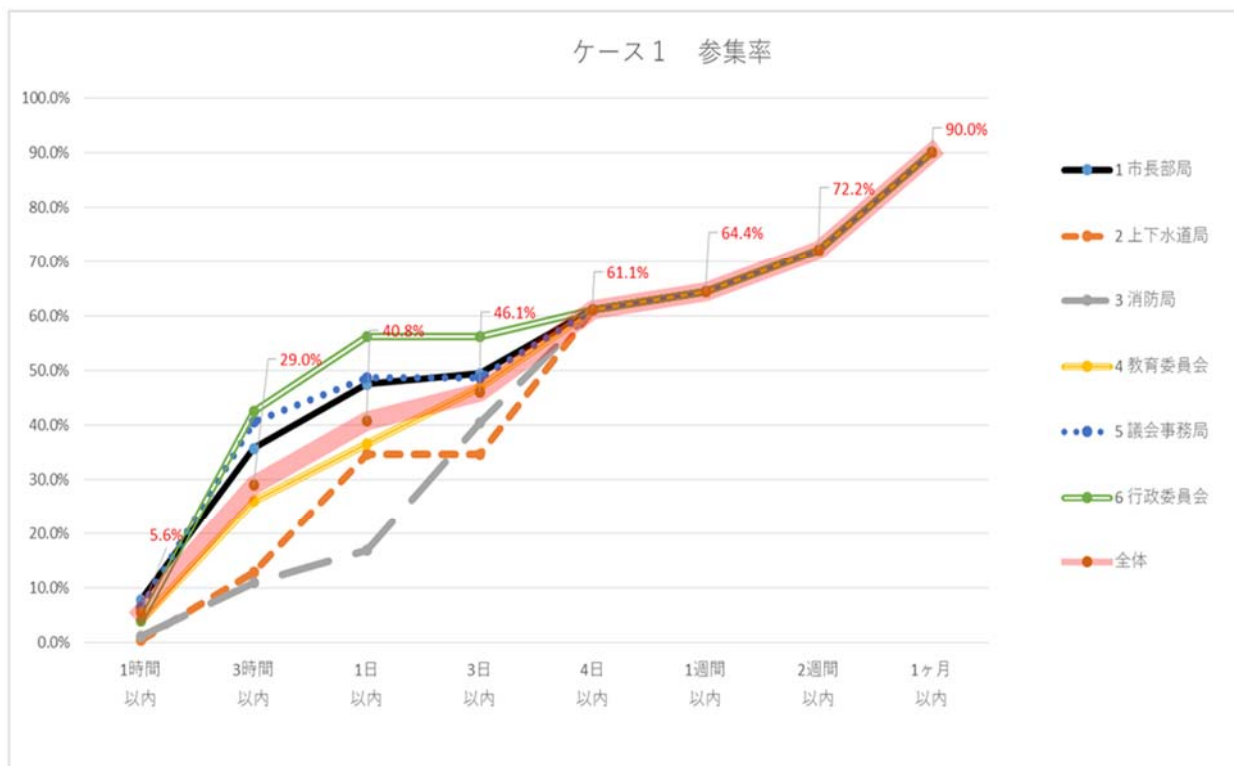


図4 【ケース1】参集先施設の津波到達時間を最大限考慮したケースの参集率

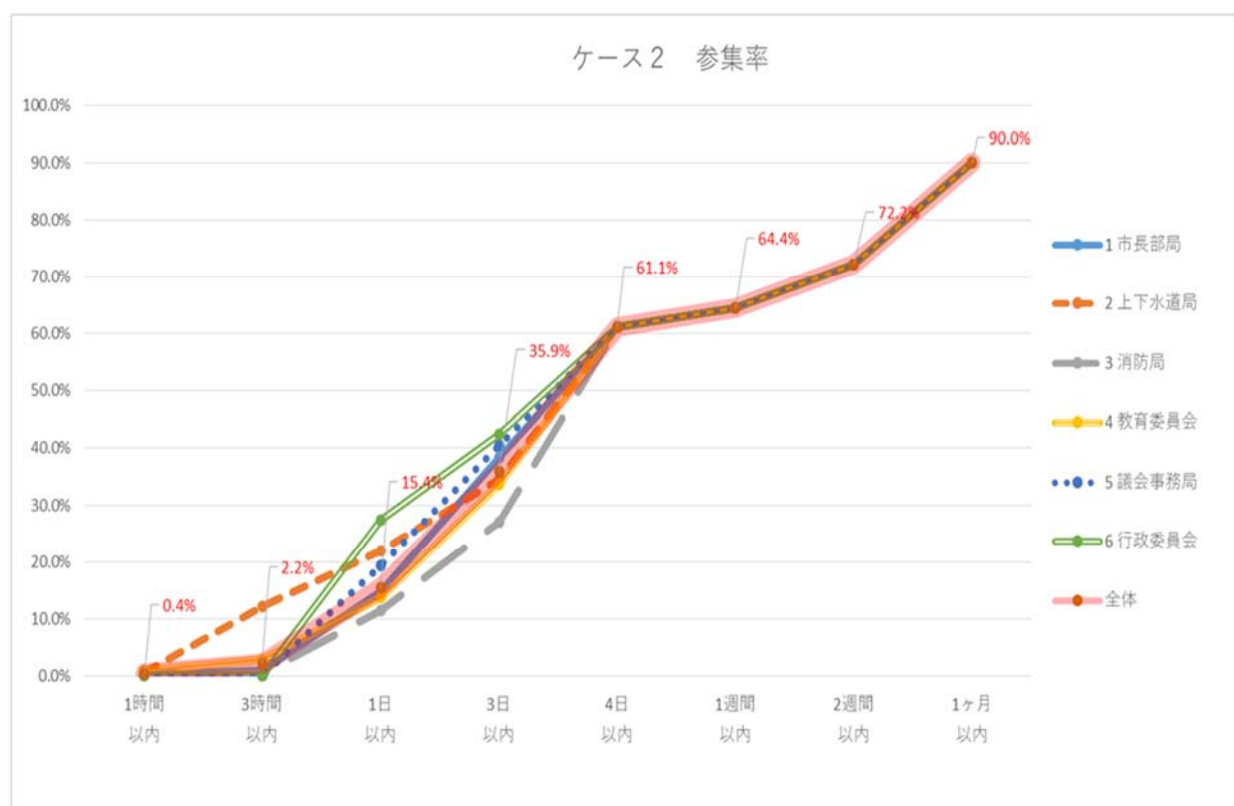


図5 【ケース2】発災後に既に津波浸水している状況を想定したケースの参集率

(3) 参集免除（例外）

上記(1)のとおり，市職員は，地域防災計画に定めた参集基準に基づき，地震発生後直ちに定められた参集場所に参集することを原則とする。しかし，各人や発災直後の被災状況等により，直ちに参集が困難な場合も想定されることから，参集基準を原則としつつ，例外として，発災直後の参集を免除する職員の基準を明確化する。

具体的には，次の表に掲げるいずれかに該当する職員は，可能な限り速やかに，参集困難である旨を所属長に連絡し，以後の指示を受け，それをもって発災直後の参集を免除する。ただし，参集を妨げる事態が収束でき次第，直ちに参集しなければならない。

参集免除基準（例外的に参集免除とする職員）

- 1 長期療養休暇中の職員
- 2 出産産前・産後休暇中，育児休業中の職員
- 3 介護休暇中の職員
- 4 養育中の幼児・児童がいる職員で，他に預けることができない職員
- 5 家族が負傷し，他に面倒を見る者がいない職員
- 6 自身が負傷し，業務遂行が著しく困難となった職員
- 7 自宅から火災が発生し，又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある職員
- 8 自宅が半壊相当以上で，職員本人が保護・保全しなければ，居住者及び財産の安全が確保できない職員
- 9 近隣で緊急を要する被災者の救出活動に従事する職員

(4) 人員の確保対策

非常時優先業務を行うために必要な人数が不足する場合の対策として，以下の対策を行う。

① 職員安否確認体制の確立

地震が勤務時間外に発生した場合，参集の可否に関わらず，各職員は，安否確認システム等の活用などにより，自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行う。報告する内容は主に次のとおりとする。

- ・本人の安否情報：無事・負傷
- ・家族の安否情報：無事・負傷・安否不明
- ・参集の可否：可能・不可能（可能な場合は到着予定時刻，不可能の場合はその理由）
- ・周辺の被害状況：自ら確認をした被害状況等

所属長は，職員の安否情報を集約し，各部局総務担当課を通して総合対策本部へ報告，安否不明の職員については，災害用伝言ダイヤル等を活用し継続して安否確認に努める。

② 各部局を横断した業務実施体制の確立

非常時優先業務に必要な人員を確保できない場合は，応援職員を充てる。

原則，人員の確保・配分は部局内で行うが，必要人数に対して参集人数が不足する場合は，各部局からの要請に基づき，総合対策本部で調整し，部局を横断した応援職員の投入を行う。

③ 応援職員等の外部人材の活用（受援）

大規模災害発生時には、国等の関係機関・他自治体からの応援職員、本市OB職員、ボランティア、災害時支援協定に基づいた民間事業者等を活用する。

④ 非常時優先業務のさらなる絞り込み

各部局における非常時優先業務の実施人員は、あらかじめ割り当てた担当者という枠組みの中だけで固定的に対応しようとする、初動期には人員が不足する可能性がある。

特に、災害発生直後など人員不足が生じる場合においては、その際、非常時優先業務として実施すべき業務であっても優先度が低い場合は、非常時優先業務をさらに絞り込みや業務の規模縮小や一部業務停止、開始時期を後へずらすなどにより、参集している最小限の人員で確実に実施する体制を検討する。

⑤ 人的資源の有効活用のために（健康管理）

災害対応業務が長期間に及ぶ場合、職員の健康を維持するために、以下のとおり健康管理を行う。

(a) 健康管理

災害対応業務が長期化する大規模災害の場合、職員の健康管理に十分留意する必要があるため、原則12時間ごとのローテーション勤務とする。ただし、災害発生直後は例外とする。

勤務場所に仮眠場所を設ける必要が生じた際には、職員の体調及びプライバシーにも配慮した場所や設備を確保する。また、状況に応じた必要な備品等についても確保を検討する。

(b) 職員のメンタルヘルスケア

職員のメンタルヘルス不調の予防、早期発見と適切な対応、メンタルヘルス不調となった職員の職場復帰支援に係る対策を講じる。

(参考) 職員参集予測シミュレーション

(1) 職員参集予測シミュレーション（以下「参集予測」という。）に使用するデータ

① 職員データ

令和元年度及び2年度における職員の所属及び住所を使用する。
ただし、特別職、出向中の職員、教職員及び保育士は除外する。

◆令和2年度 対象職員数

全職員数 : 3,014人

対象外職員（特別職、出向職員、教職員、保育士） : 346人

対象職員 : 2,668人

◆令和3年度 対象職員数

全職員数 : 2,925人

対象外職員（特別職、出向中の職員及び学校の職員） : 417人

対象職員 : 2,508人

② 政府統計（e-Stat）で公開されている大字町丁目境界GISデータ（ポリゴンデータ）

③ 参集先施設位置データ

(2) 参集予測の対象となる職員（以下「参集職員」という。）

- ・任期付き職員及び再任用職員は対象とした。
- ・特別職、出向中の職員、教職員及び保育士は対象外とした。

(3) 職員の参集先施設

- ・勤務先の施設を、発災時の参集先とする。
- ・上下水道局職員については、参集先を針木浄水場とする。

(4) 職員参集予測に使用する参集距離概要

- ① 全大字町丁目及び参集職員が居住する市外の各大字町丁目と参集先施設間の距離を算出
上記距離については、上記（1）②のポリゴンデータより同一の大字町丁目を統合した上で重心点座標と上記（1）③の位置座標間の直線距離とする。
- ② 各参集職員の居住地（大字町丁目）から参集先施設までの距離を①の結果から抽出
- ③ ②で抽出した距離に1.5を乗じて、参集職員の参集距離を算出
1.5倍とする根拠は、「東日本大震災の津波被災現況調査結果（第3次報告）」のとおり。

(5) 参集予測の時間区分

- ・時間区分は、以下の9区分
1時間、3時間、1日、3日、4日、1週間、2週間、1ヶ月、参集不可

(6) 参集予測の条件

下記表の太枠内の条件を採用した。

表6 推計条件

条件項目	条件内容	備考
参集手段	徒歩, 自転車, バイク	県BCP
	【発災～3日目】 徒歩 (速度: 2 km/h) 【4日目以降】 公共交通機関も可	内閣府の手引き
	【発災～3日目】 徒歩 (速度: 3 km/h) 自転車 (速度: 6 km/h) バイク (速度: 10km/h) 【4日目以降】 公共交通機関も可	他事例
参集準備時間	なし	県BCP
		内閣府の手引き
徒歩による 参集可能距離	片道5時間以内	県BCP
	10 km/日 ※参集距離が10 kmより長い職員については, 公共交通機関が復旧する4日目以降から参集可能となる	内閣府の手引き
公共交通機関 の復旧	なし	県BCP
	発災後4日目より復旧 ※参集距離が10 kmより長い職員は, 4日目以降については参集可能となる	内閣府の手引き
参集先	通常時の勤務先 (上下水道局は針木浄水場)	—
参集率	※アンケートから算出 ・職員自身が「参集可能だと思う」「参集可能だと思わない」の2つから判断 ・「参集可能だと思わない」職員のうち10%は1か月経過後も参集できない ・津波浸水域内に自宅のある職員のうち10%は1か月経過後も参集できない	県BCP
	3日目以内: 60% (30%が救出・救助活動, 10%が被災により参集困難) ※この間60%→90%に増加 1か月以内: 90% (10%が被災により参集困難)	内閣府の手引き
津波浸水による影響	【参集先が津波浸水想定区域内】 ・参集先への津波到達時間が参集時間より遅い場合は参集可能となる ・参集先への津波到達時間が参集時間より早い場合は3日目から参集可能となる	高知市

※内閣府の手引き: 大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き (内閣府 平成28年2月)
地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説 (内閣府 平成22年4月)

(参考) 阪神淡路大震災時の出勤状況

表 阪神淡路大震災時の地震発生後の出勤状況

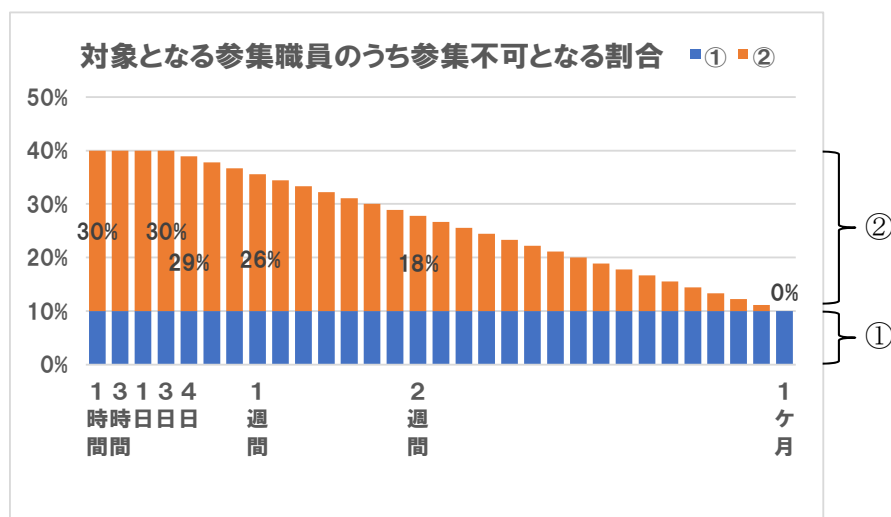
	地震発生当日	2日後	3日後	4日後
神戸市	41%	約60%	約70%	約80%
伊丹市	75%	80%	83%	85%
西宮市	51%	66%	69%	78%
芦屋市	42%	52%	60%	69%

出典: 国土交通省業務継続計画 (国土交通省 平成19年)

表7 対象となる参集職員と参集率

業務開始 目標時間	対象となる参集職員	参集率
1時間 以内	・参集距離が2km以内の職員 ※参集先への津波到達時間が参集時間よりも早い職員は除く	対象となる参集職員の60%が、順次参集する。 【参集不可となる参集職員40%の内訳】 ① 参集職員本人及び家族の死傷：10% ② 救出・救助活動への従事：30%
3時間 以内	・参集距離が6km以内の参集職員 ※参集先への津波到達時間が参集時間よりも早い職員は除く	対象となる参集職員の60%が、順次参集する。 【参集不可となる参集職員40%の内訳】 ① 参集職員本人及び家族の死傷：10% ② 救出・救助活動への従事：30%
1日 以内	・参集距離が10km以内の参集職員 ※参集先への津波到達時間が参集時間よりも早い職員は除く	対象となる参集職員の60%が、順次参集する。 【参集不可となる参集職員40%の内訳】 ① 参集職員本人及び家族の死傷：10% ② 救出・救助活動への従事：30%
3日 以内	・参集距離が10km以内の参集職員	対象となる参集職員の60%が、順次参集する。 【参集不可となる参集職員40%の内訳】 ① 参集職員本人及び家族の死傷：10% ② 救出・救助活動への従事：30%
4日 以内	・全参集職員	対象となる参集職員の61%が、順次参集する。 【参集不可となる参集職員39%の内訳】 ① 参集職員本人及び家族の死傷：10% ② 救出・救助活動への従事：29%
1週間 以内	・全参集職員	対象となる参集職員の64%が、順次参集する。 【参集不可となる参集職員36%の内訳】 ① 参集職員本人及び家族の死傷：10% ② 救出・救助活動への従事：26%
2週間 以内	・全参集職員	対象となる参集職員の72%が、順次参集する。 【参集不可となる参集職員28%の内訳】 ① 参集職員本人及び家族の死傷：10% ② 救出・救助活動への従事：18%
1か月 以内 (30日)	・全参集職員	対象となる参集職員の90%が、順次参集する。 【参集不可となる参集職員10%の内訳】 ① 参集職員本人及び家族の死傷：10% ② 救出・救助活動への従事：0%

※ 4日目以降、②に従事する職員は、1か月目に全員参集するものとし、②の割合が1か月目に0%となるよう4日目から均等に割合を減少させる。



第3章 業務継続のための資源・環境の確保

1 庁舎等の安全性確保

(1) 耐震化

市役所本庁舎，総合あんしんセンター，第二庁舎，たかじょう庁舎，春野庁舎，鏡庁舎，大原町事務所は，新耐震基準以降に建築，土佐山庁舎は，耐震補強済みである。

(2) 庁舎の非構造部材の耐震確保状況

本庁舎や第二庁舎をはじめ，近年（主に東日本大震災以降）竣工や改修を実施した庁舎については，非構造部材（天井，照明器具等）についても，建築基準法や各種指針に基づき避難の支障となる損傷がないよう，対策がなされている。

(3) 最大浸水深・最大浸水到達時間

最大浸水深については，本庁舎が0.3～1.0m（30cm津波到達時間約300分），総合あんしんセンターが0.0～0.3m（最大深津波到達時間約320分）となっている。

表8 庁舎の耐震化等の状況

庁舎	所在地	構造	階層		竣工年月		耐震性	最大浸水深(m)	初期到達時間(分)	最大深到達時間(分)
			地上	地下	年	月				
本庁舎	本町五丁目1-45	鉄骨鉄筋造	6	1	R1	11	新	0.3-1.0	301	304
総合あんしんセンター	丸ノ内一丁目7-45	鉄筋コンクリート造	5	-	H22	3	新	0.0-0.3	-	321
第二庁舎	本町五丁目1-45	鉄筋造	3	-	S60	6	新	0.3-1.0	231	304
南別館	本町五丁目6-13	鉄骨鉄筋造	7	-	S50	4	旧	0.3-1.0	225	304
たかじょう庁舎	鷹匠町二丁目1-43	鉄骨鉄筋造	7	-	H13	3	新	0.3-2.0	225	304
鏡庁舎	鏡小浜7	1F鉄筋造 2F木造	2	-	H29	2	新	-	-	-
土佐山庁舎	土佐山127	鉄筋コンクリート造	4	-	S54	3	補強済 ※1	-	-	-
春野庁舎	春野町西分338-5	木造	2	-	H28	12	新	-	-	-
柳原分館	鷹匠町二丁目5-7	鉄筋コンクリート造	3	1	S54	11	不明	0.3-1.0	137	298
大原町事務所	大原町98-1	鉄骨造	1	-	H10	7	新	-	-	-

※ 最大浸水深，初期到達時間，最大深到達時間はL2の場合

※ 初期到達時間…30cmの津波が到達する時間

※1 平成26年度耐震補強

2 電力

(1) 現状

各庁舎の電力に関する現状は次のとおりである。

表9 庁舎別の電力供給の状況

施設	現状
本庁舎・第二庁舎	○本線（本町変電所）と予備線（旭変電所）から供給 ○非常用発電機自家発電で電気供給（約7298時間）想定 ○燃料は軽油16,000ℓ，約98時間分を備蓄
総合あんしんセンター （1階，2階の一部，3階，5階）	○本線（本町変電所）と予備線（小高坂変電所）から供給 ○非常用発電機2台を屋上に設置し，1階保健所，2階保健所，3階，5階に供給可能 主なバックアップ対象は以下のとおり。 ・防災行政無線関連機器 ・高知市総合防災情報システム関連機器 ・消防緊急通信指令システム関連機器 ○燃料はA重油15,000ℓ約3日分を備蓄
たかじょう庁舎	○自家発電で電気供給（約17時間）想定（7階） ○燃料は軽油950ℓ，約17時間分を備蓄
鏡庁舎	○非常用ガス発電機2台を備蓄倉庫隣接する中山間地域構造改善センターに保管
土佐山庁舎	○非常用ガス発電機1台を1階通路に保管 ○非常用ガソリン発電機1台を2階通路に保管
春野庁舎	○非常用発電機2台を防災倉庫に保管 ○プロパンガス4本（計200kg）を備蓄
柳原分館	○非常用発電機なし
大原町事務所	○非常用発電機なし

(2) 対策

① 電力供給の優先順位

非常用電源が稼働する災害時等は，通常よりも電力の供給に制限がかかるため，電力供給の優先順位を次のとおり定める。

表10 電力供給の優先順位

施設	優先順位
本庁舎	① 6階全フロア，② 4階庁議室
総合あんしんセンター	① 5階全フロア，② 3階各会議室
第二庁舎	① 3階（プリントセンターを除く）
たかじょう庁舎	① 2階情報システム機器室，② 6階大会議室

② 節電ルールの徹底

災害発生時において限られた電源を有効活用するため，職員一人一人が節電できるよう，エレベーターの利用停止や使用していないOA機器はコンセントを抜くなど，節電のルールを決定し，各所属でそれを徹底する。

3 電話，無線通信

(1) 現状

各庁舎の電話に関する現状は次のとおりである。

表11 庁舎別の電話の状況

本庁舎・第二庁舎	○災害時優先電話を確保 ・交換機収容7回線（PBX稼働時は特番10で各電話機から捕捉して発信可能）のほか，一部の電話・FAX番号を災害時優先電話として登録 ・各階で1～4台（全20台），PBX稼働不能時でもNTT回線に直接接続できる停電対応電話機を設置
総合あんしんセンター	○災害時優先電話を確保 ○衛星携帯電話8機（防災対策部2機，消防局3機，保健所3機）を配備
たかじょう庁舎	○PBX稼働時は特番10で各電話機から本庁舎交換機収容7回線の災害時優先電話を捕捉して発信可能
鏡庁舎	○災害時優先電話を登録 ○非常用電話1回線を健康管理相談室に敷設
土佐山庁舎	○災害時優先電話を登録
春野庁舎	○停電用電話2回線（差込口2口）を2階会議室に敷設
柳原分館	○災害時優先電話なし
大原町事務所	○災害時優先電話なし

各庁舎の無線通信に関する現状は次のとおりである。

表12 庁舎別の無線通信の状況

施設	現状
本庁舎	○移動系防災行政無線 車携帯型 ・620会議室内放送室1機 ・第一福祉課執務室1機（令和4年度整備）
総合あんしんセンター	○MCA無線機19機（災害対策本部室17機，保健所2機） ○移動系防災行政無線 統制台2台 ○移動系防災行政無線 可搬移動型1機 ○移動系防災行政無線 携帯型13機 ○固定系防災行政無線 1台
たかじょう庁舎	○移動系防災行政無線（260MHz帯）学校環境整備課執務室
鏡庁舎	○移動系・固定系防災行政無線 各1機
土佐山庁舎	○移動系・固定系防災行政無線 各1機
春野庁舎	○移動系・固定系防災行政無線 各1機
第二庁舎	○無線設備なし
柳原分館	○無線設備なし
大原町事務所	○無線設備なし

(2) 対策

① 通信事業者の所有する通信の活用

災害発生時に連絡手段が寸断、あるいは回線数が不足した場合は、通信事業者から通信手段（仮設電話等）を迅速に確保することができるよう、平時から通信事業者と申し合わせ、可能であれば協定締結を行う。

② 代替通信手段の確保

被災現場等で非常時優先業務を実施する場合には、現地と本部との通信手段の確保が必要であり、これらの通信手段も含めて充実していくことが必要である。電話、無線通信が使用できない場合や不足する場合、LINE等のSNSを活用しながら連絡を取り合うこととする。

③ 平常時からの対策

(a) 災害時優先電話の電話番号の非公開

災害時優先電話は、災害発生時に使用できることが重要である。平常時から電話番号を公開していると、その電話番号に外部から電話が殺到する可能性が高い。このため、平常時から災害時優先電話番号を外部非公開とする。

(b) 通信事業者との協定締結

災害発生時に通信事業者から通信手段（仮設電話等）を迅速に確保できるよう、通信事業者と申し合わせ、可能であれば協定締結を行う。

(c) 多様な通信手段の電源確保

各通信手段は電源が失われることで通信不能となる可能性がある。これを避けるため、通信手段の電源確保を行う。通信手段の電源確保の方策としては、燃料の確保、移動用無線機の常時充電、バッテリー及び予備電源パックの常時充電などがある。

(d) 無線通信機器の操作技術の習熟

無線通信機器は、平常時に使用する職員が少ない。平常時から無線通信機器の操作技術を習熟するための研修・訓練等を実施する。

4 情報システム

(1) 現状

各庁舎の情報システムに関する現状は次のとおりである。

表13 庁舎別の情報システムの状況

施設	現状
本庁舎	○サーバ等関連機器の転倒防止対策を実施済み ○バックアップデータを遠隔地で保管 ○本庁舎・第二庁舎－総合あんしんセンター間の通信回線の冗長化（自営光ケーブル2経路，民間サービス1経路）
総合あんしんセンター	○サーバ等関連機器の転倒防止対策実施済み ○本庁舎・第二庁舎との通信回線の冗長化（自営光ケーブル2経路，民間サービス1経路）
第二庁舎	○サーバ等関連機器の転倒防止対策を実施済み ○バックアップデータを遠隔地で保管 ○空調設備を2重化
たかじょう庁舎	○重要なサーバの設置なし ○第二庁舎との通信回線の冗長化（民間サービス2経路）
鏡庁舎	○重要なサーバの設置なし ○庁舎間の通信回線の冗長化（民間サービス2経路）
土佐山庁舎	○重要なサーバの設置なし ○庁舎間の通信回線の冗長化（民間サービス2経路）
春野庁舎	○重要なサーバの設置なし ○庁舎間の通信回線の冗長化（民間サービス2経路）
柳原分館	○重要なサーバの設置なし ○庁舎間の通信回線は民間サービスを利用（1経路のみ）
大原町事務所	○重要なサーバの設置なし ○庁舎間の通信回線は民間サービスを利用（1経路のみ）

(2) 対策

① 主なシステムの復旧時期

業務継続に必要な主なシステムと復旧時期は下表のとおりである。

表14 業務継続に必要な主なシステムと復旧時期（目安）

目標 復旧時間	システム名	システム設置場所
3日以内	ホストコンピューター ・住民基本台帳システム ・印鑑登録・証明システム ・総合健康福祉情報システム ・税務情報システム ・財務会計システム ・国民健康保険システム ・国民年金システム ・審議会等管理システム ・学籍事務支援システム	富士通IDC

3日以内	共通基盤システム	本庁舎
	仮想サーバ基盤	本庁舎・総合あんしんセンター
	ドメイン管理サーバ	本庁舎、富士通IDC
	ドメイン管理サーバ（あんしんセンター）	総合あんしんセンター
	セキュリティ対策サーバ	本庁舎
	統合認証システム	本庁舎
	統合型地理情報システム	総合あんしんセンター （防災サーバ室）
	全庁ファイルサーバ	KCC-IDC
	総合あんしんセンター用ファイルサーバ	総合あんしんセンター
	行政事務支援システム	KCC-IDC
	総合防災情報システム	総合あんしんセンター （防災サーバ室）
	被災者支援システム	総合あんしんセンター （防災サーバ室）
	戸籍情報システム	本庁舎
	住民基本台帳ネットワークシステム	本庁舎
	ファイル転送システム	第二庁舎
	静脈認証システム	富士通IDC
避難者情報伝達・収集システム	総合あんしんセンター （防災サーバ室）	
7日以内	ネットワーク監視	本庁舎
	インターネット接続環境	KCC-IDC
	印刷管理システム	本庁舎
	高知市公式ホームページ	KCC-IDC
	コンテンツマネジメントシステム	KCC-IDC
	国民年金台帳検索システム	本庁舎
	番号連携システム	本庁舎
	介護保険システム	本庁舎
	後期高齢者医療システム	本庁舎
	障害者支援費システム	本庁舎
	地域包括ケアシステム	本庁舎
	生活保護システム	第二庁舎
	レセプト管理システム	第二庁舎
	保健所総合台帳管理システム	総合あんしんセンター
	市営住宅管理システム	本庁舎
	健康管理システム	総合あんしんセンター
	子ども子育て支援新制度システム	本庁舎
	課税資料ファイリングシステム	本庁舎
14日以内	文書管理システム	LGWAN-ASP
	庶務事務システム（人事・会計年度含む）	本庁舎
	納税管理システム	本庁舎
	滞納整理システム（国保）	本庁舎
	児童相談システム	本庁舎

1月以内	予算要求支援システム	本庁舎
	e learningシステム	本庁舎
	テレワークプラットフォーム (cachatto)	本庁舎
	議員活動用ファイルサーバ	本庁舎
	契約管理システム	本庁舎
	災害援護資金貸付システム	本庁舎
	固定資産評価支援システム	総合あんしんセンター (防災サーバ室)
	家屋評価システム	本庁舎
	放置自転車管理システム	本庁舎
	学校備品管理システム	本庁舎
	期日前・不在者投票管理システム	本庁舎
	農地基本台帳システム	富士通IDC
	会議録検索システム	ASP
	保育業務管理システム	本庁舎
	浄化槽管理システム	本庁舎
	中山間地域等直接支払制度支援システム	本庁舎
総合例規管理システム	LGWAN-ASP	

② 平常時からの対策

(a) サーバ障害発生回避等未対応システムにおける事前対策の推進

各システムについて、無停電電源装置の設置により電源喪失時におけるサーバの障害発生の回避、重要データのバックアップを揃えること及びシステムが長期間使用できなくなった場合の事務事業の執行方法の確立等の対策を実施する。

また、システムの保守管理等を外部事業者に委託しているものについては、災害発生時における外部事業者との連携体制を構築する。

(b) 重要な情報の保護

住基台帳等の行政データについては、主要システムの一部の外部データセンターでの運用や、システムごとにデータのバックアップをとり、バックアップを遠隔地で保存するなどの対策を取る。これらの対策により、災害発生3日後程度には復旧できる体制を構築する。

5 公用車の燃料

(1) 現状

災害発生時における公用車の燃料確保に関する協定締結はできていない。
公用車の燃料については、半分以下になれば給油するよう運用している。

(2) 対策

災害発生時にはガソリンの給油ができなくなる可能性が高いため、平時から全ての公用車について、少なくともガソリンの残量が2分の1を下回る前に給油するよう、職員に徹底していく。

6 業務遂行のために必要な物資等の確保

南海トラフ地震発生直後から、非常時優先業務を遂行するため、執務環境やトイレ、食料・飲料水等を確保しておく必要がある。各庁舎における執務環境、トイレ、食料・飲料水、消耗品等の現状と、今後の対策は以下のとおりである。

表15 必要な物資等の確保の現状と対策

区分	現状	対策
執務環境等	○キャビ等の転倒防止対策については、一定対策済みである。	○キャビ等の配置について工夫するとともに、引き続き、転倒防止対策を実施していく
トイレ等	○庁舎全てにおいては、トイレ機能の確保ができていない。 【本庁舎のトイレ】 ・井水利用 ・自家発電から電気供給 ・公共下水道施設が損壊した場合には、バルブの手動切替により地下の緊急排水槽（容量190立米）に汚水貯留可能 ○トイレトーパーは、庁舎ごとに少数を備蓄している。	○携帯トイレ等の備蓄について検討が必要である。
飲料水・食料品等	○本庁舎、環境部出先機関、鏡・土佐山・春野地域振興課にそれぞれアルファ化米、飲料水（500ml）、毛布の備蓄を進めている。	○引き続き、職員用備蓄を進める。 ・本庁舎・第二庁舎・たかじょう庁舎・総合あんしんセンター・柳原分館に勤務する職員（正職員）3日分について本庁舎にまとめて備蓄 ・環境部出先機関、鏡・土佐山・春野地域振興課の合計人数を1,500人と想定し、1,500人×3日分を備蓄
消耗品等	○コピー用紙やトナー、その他事務用品については各課が管理している。	○応急対策業務の実施に必要と見込まれるコピー用紙やトナーを、各課において3日程度の在庫を常時確保しておく。

第4章 業務継続体制の向上

1 教育・訓練

的確な業務継続を図るためには、職員一人一人が災害時の役割や施設等の資源制約の可能性等について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日頃から全庁及び各部局において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行う。

2 各所属、職員が取り組むこと

本計画の確実な実施及び非常時優先業務の早期着手のため、各所属、各職員は、次のことを取り組む。

表16 各所属、職員が取り組むこと（例示）

<p>《各所属で取り組むこと》</p> <ul style="list-style-type: none">○非常時優先業務を実施する前の行動の整理○非常時優先業務の職員への周知○所属内での連絡体制の構築 <p>等</p> <p>《職員が取り組むこと》</p> <ul style="list-style-type: none">○災害発生時に参集義務があることを同居家族等に事前に話しておく○災害発生時の参集手段（徒歩となる可能性大）による参集ルートの確認○自宅の家具等の転倒防止対策の実施○災害発生時の家族の避難場所・避難所の決定○勤務時間中に災害が発生した場合の家族の安否確認の方法の決定 <p>等</p>
--

3 計画の点検・見直し

本業務継続計画は、各所属における所管計画であるとの認識のもと、発災時に実際に機能する計画とするために、各所属において、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、適宜、見直しを行い、当該見直し内容の認識共有を図る。

第5章 非常時優先業務

1 最優先して行うべき応急対策業務

南海トラフ地震の発生直後に行うべき応急対策業務には様々なものがあるが、優先度を決めて人的資源を集中的に投入しなければ、被害を拡大することとなる。

また、勤務時間外に発災した場合、職員本人及び家族の死傷、近隣住民の救出・救助活動への従事、津波の浸水による孤立などによって、必要な業務を実施するための応急対策要員を充分確保できないおそれがある。

以上のことから、第1章4 基本方針・対応方針に従い、最優先して行うべき応急対策業務を以下のとおり特定する。

下記業務を実施するための人的資源が充分で無い場合は、本部長（市長）の指揮のもと、所属部署が違って業務の支援を行うこととする。

- 避難指示及び避難誘導に関すること
- 各種情報の収集・整理に関すること
- 負傷者の救助・救出に関すること
- 情報処理システム及び通信ネットワークの復旧に関すること
- 避難所の開設及び管理運営に関すること
- 市所管施設、設備の応急復旧に関すること※
- 救援物資等の供給及び配分に関すること
- 遺体の収容並びに火葬に関すること

※ 防災拠点や指定避難所等の重要施設に限る

2 非常時優先業務の選定

部局ごとに優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を選定し、その開始目標時間を設定する。

(1) 非常時優先業務の選定基準

大規模災害時には、膨大な災害対応業務が発生する一方で、並行して通常業務を行う必要が出てくる。このとき、非常時優先業務の精査が不十分な場合、業務量に対して、人員及び必要資機材が不足し、過酷な労働環境となるため、これを回避する必要がある。

非常時優先業務の精査に当たっては、「目標（やれたらいいな）」ではなく、「必要（やらなければならない）」で精査し、必要人員数については、必要最大数ではなく、必要最低数で精査することが必要となる。

以上の考え方を踏まえ、応急対策業務（A）については地域防災計画から、優先する通常業務（B）については各所属において選定をした。これら（A）と（B）を合わせ、非常時優先業務として整理する。

また、大規模災害時において、人員を効果的に配分していくためには、非常時優先業務の選定に合わせて、休止する通常業務（C）を明確化しておくことも重要である。

- ① 応急対策業務（A）に係る内容については、地域防災計画に掲げる各部局所掌事務を基本として、南海トラフ地震発生時に生じると想定される業務を選定する。
- ② 優先する通常業務（B）に係る内容については、各課所掌事務を基本として、特に継続実施が不可欠な業務を選定する。

表17 非常時優先業務の選定基準

必要度		内容
非常時優先業務	Ⓐ 応急対策業務 (災害対策業務)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時に、最優先に行う業務 ○地域防災計画に掲げられている以下のような業務 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災者の生命、生活、財産に重大な影響がある業務 ▶ 災害時対応のための意思決定に必要な業務
	Ⓑ 優先する通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ○通常業務のうち、業務の規模を縮小する方法を工夫する等して続行する業務 ○市民の生命・生活・財産を守る業務 ○市の意思決定に必要な業務 ○その他、休止することができない業務
Ⓒ 休止する通常業務		<ul style="list-style-type: none"> ○通常業務のうち、休止・延期する業務 ○一定期間（1か月程度又は1か月以上）先送りすることが可能な業務 ○災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務

(2) 開始目標時間の考え方

(1) で選定した非常時優先業務を、以下の考え方を基準にして、開始目標時間を設定する。

【第1フェーズ】 3時間以内

中心業務は「地震・津波から市民を守る」「火災から市民を守る」

- ◎地震・津波から市民を守る（津波、倒壊等からの避難誘導等）
- ◎地震・津波による火災から市民を守る
- ◎初動体制を確立する
- ◎津波の危険のない地域は救助・救急活動を開始する
- ◎避難所を開設する
- ◎被災状況の把握

【第2フェーズ】 1日以内

中心業務は「人命を救う」

- ◎人命救助、救助・救急活動を全力で行う
- ◎火災の延焼を防ぐ
- ◎負傷者に対する応急治療を行う（医療救護）
- ◎避難生活支援を開始する
- ◎道路等の警戒活動と各種活動拠点の立ち上げ準備を行う
- ◎重大な行事の延期調整の手続を行う

【第3フェーズ】 3日以内

中心業務は「被災者への支援を開始する」

- ◎避難所での生活を支援する
- ◎必要な物資を調達する
- ◎重要施設への燃料を確保する
- ◎災害廃棄物の初期対策（分別広報等）を実施する

【第4フェーズ】 2週間以内

中心業務は「被災者の健康と生活を守る」

- ◎避難所での活動支援等により被災者の生活の質を向上する
- ◎被災者の心のケアや居住環境を整える
- ◎本格化する市外からの支援に対応する
- ◎遺体に関する対策（検視、遺体安置等）を支援する
- ◎生活再建等に必要となる窓口業務等を再開する

【第5フェーズ】 1か月以内

中心業務は「被災から復旧する」

- ◎応急仮設住宅を建設する
- ◎ライフラインを回復する
- ◎通常業務を段階的に再開する
- ◎復興に向けた取組に着手する

3 各部局における業務継続計画

各部局の業務継続計画は、第2編のとおりである。

なお、発災時間は平日昼間の勤務時間内として開始目標時間を検討したが、発災時は、休日・夜間等における参集人数、津波の浸水状況等に応じて、対応職員を増減したり、開始時間を変更したりするなどして対応する。